

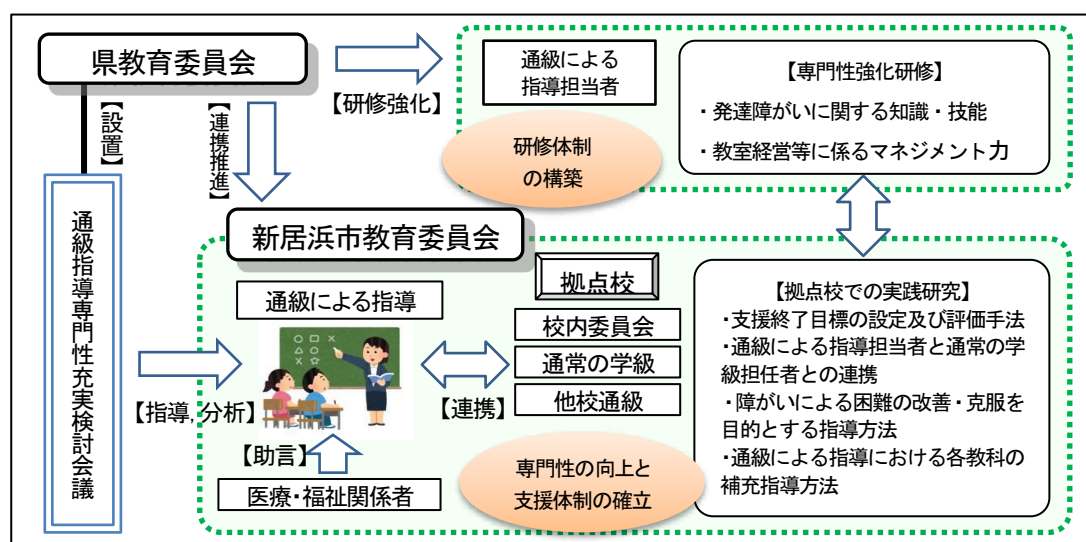
第4章 資料編

1 発達障がいに関する通級による指導専門性充実事業 成果報告

本事業は、通級による指導担当教員の資質向上を図るため、研修体制を構築するとともに、愛媛県教育委員会が指定する地域及び学校（拠点校）において、必要な指導方法・内容について関係機関等と連携しつつ研究を行ったものです。（平成 28・29 年度実施）

推進地域／新居浜市

拠点校／新居浜市立宮西小学校



2 関係告示、通知

- 学校教育法施行規則第四百四十条の規定による特別の教育課程について定める件
- 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

1 発達障がいに関する通級による指導専門性充実事業 成果報告

教育委員会の取組

1 専門性を高めるための研修体制

新居浜市における通級による指導の実施上の課題として、通常の学級での児童生徒の実態把握、通級による指導での指導目標を明確にした上での具体的な指導方法・内容の設定、在籍学級との指導の連続性等が挙げられる。また、対象児童生徒の実態に応じた指導内容を計画するに当たり、通級による指導担当教員が様々な角度からアセスメントできる資質を身に付ける必要がある。

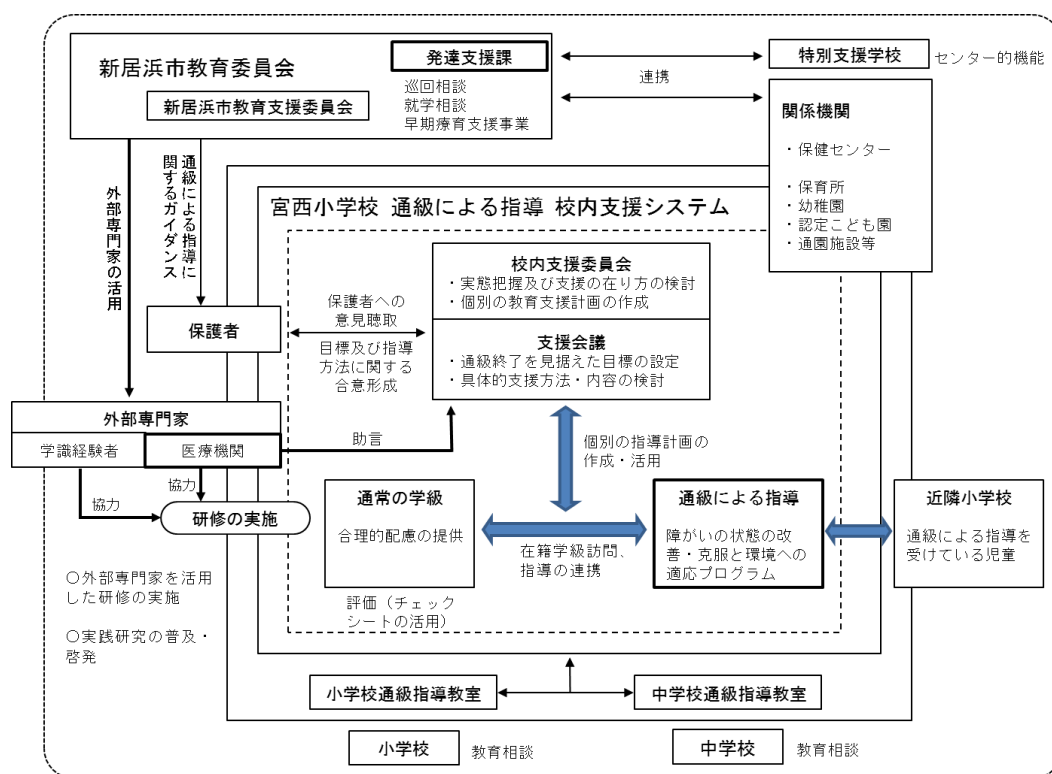
そこで、市教育委員会では、行政と学校との連携による「通級による指導支援システム」の構築を目指し、研修においては、市内の全通級による指導担当教員を対象に、発達障がいに関する知識や技能を身に付けること、教員間の連携においてマネジメント力を身に付けることを目的・目標として、以下のように体制を整備した。

研修体制	・前期発達支援スキルアップ連続講座 ・後期発達支援スキルアップ連続講座 ・特別支援教育講演会 ・心理アセスメント講座 ・通級指導担当者会（年3回）
------	---

研修の評価については、通級指導担当者会において実践報告をし、担当教員間で協議・共有することで、担当教員全体の資質・能力の向上を図った。

2 通級による指導担当教員に必要な指導方法を身に付けさせるために教育委員会として行った工夫

市教育委員会では、拠点校を中心とした研修・研究を支援する体制を整備するとともに、通級による指導の円滑な運用が図られるよう「通級による指導支援システム」を構築した。



[新居浜市における通級による指導支援システム]

(1) 通級による指導に関する手続の見直し

本人・保護者、学校、教育委員会が、円滑に通級による指導を運用していくために手続の見直しを図った（資料① P59、60）。特に、通級による指導の開始、終了、指導目標の明確化が図られるようシステムを新たに構築した（資料②、③ P61）。また、通級による指導担当教員、本人・保護者、在籍学級担任との連携を図るため、通級指導申請書や通級による指導ガイダンス用資料の見直しを行った。

新たなシステムにより、本人・保護者と在籍する学校における校内委員会の意見及び通級指導担当者の三者により、通級による指導の目標を協議・共有し、明確化することができた上、事務手続の簡素化を図ることができた。

(2) 教育委員会と学校との連携

市の巡回相談において、個々の児童生徒の必要な支援や学習内容を確認し、指導助言を行った。また、医療と教育との連携を進めるとともに、必要に応じて助言を行った。

拠点校の取組

1 通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方

(1) 実態把握

市内の他の小学校に通う1年生A児（ADHD）は、場の状況を理解して行動することや、自分の考えや思いを相手に伝えることが十分できないため、学校生活や学習に困難が生じている。そこで、「通級による指導支援システム」に基づき、市教育委員会発達支援課と連携しながら実態把握（情報の整理）を行った。

■ 実態把握の概要

取組	参加者（主体者）	内容
通級指導調査個票（資料②）、サポートファイル（新居浜市教育委員会HP参照）の引継【4月12日】	保護者、発達支援課職員、学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教員	サポートファイルの内容に沿った引継、保護者の願いの確認
担任による学習や行動についての実態把握 ・1次チェック、2次チェック（県教育委員会HP参照）【5月8日】	在籍学級担任	
通級による指導担当教員による在籍学級の授業参観、収集した情報や児童観察を基に学習や行動面についての実態把握（県教育委員会HP参照）【5月10日】	通級による指導担当教員	
支援会議【5月10日】	校長、学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教員	収集した情報の整理、課題の抽出、指導目標の協議
支援会議【5月17日】	保護者、学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教員、発達支援課職員	収集した情報の整理、課題の抽出、保護者の願い、指導目標の決定

■ 収集した情報の整理

① 障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等についての情報収集

- ・一つのことに集中しにくく、気が散りやすい。話を聞き逃したり聞き返したりすることがある。通級指導教室では、目に見える物に反応して何か聞いたり触ったりする。
- ・知覚推理は平均であるが、言語理解が低い傾向がある。
- ・身体を動かすことは好きである。
- ・聴覚的な指示だけよりも視覚的な指示がある方が入りやすい。
- ・初めてのことに對する不安が大きく、失敗したくないという気持ちがあり、何度も確認に来る。納得がいけない時も繰り返し確認に来る。
- ・学習の見通しがもてると頑張ることができる。
- ・数の概念や平仮名は理解できている。ブロック等の具体物を使うと、より理解しやすい。
- ・絵や文章で表現する時、自分の中でイメージはあっても、どう表現していいか分からず固まってしまうことがある。しかし、分からないことや困っていることについて、助けを求めることはできる。
- ・話したいことが自分の中にあるが、言葉で表現することが難しい。質問すると「うん。」「違う。」と答えることはできる。しかし、詳しく適切に返答することはできない。質問されたことが分からなかったり、返答に困ったりすると、「分からない。」「忘れた。」と言うことをやめてしまう。
- ・言葉通りに受け取ってしまい、友達と思いが行き違うことがある。トラブルになった時は、場の状況を丁寧に説明すると納得できる。

②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に関して整理する段階

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	・見通しがもてると安心する。 ・初めてのことに不安が大きく、失敗したくない気持ちが強い。	・人と関わりたい気持ちは強い。 ・言葉を字義通り捉えてしまう。 ・場の状況を勘違いしてトラブルになることがある。	・聴覚からのみの指示ではなく、視覚的な提示も併用した指示の方が入力しやすい。		・困った時は、助けを求めることができる。 ・自分の考えや思いを言葉で表現することが苦手である。

②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難の視点から整理する段階

- ・学習に意欲的に取り組んでいる。質問に対して適切に答えることは難しい。(コ)
- ・出来事を断片的に話すので、相手に上手く伝わらない。(コ)
- ・自分の考えや思いを言葉で表現することは苦手で、固まってしまうことがある。(人、コ)
- ・場の状況を理解できず、トラブルになることがある。(人、コ)

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

- ・母親は、言葉で表現することが苦手なので、友達ときちんとやりとりしてうまく関わる事が出来るか不安に感じている。(人、コ)
- ・言葉で表現することが苦手であるため、相手とうまくコミュニケーションがとれない。また、言葉を字義通りに捉えてしまい微妙なニュアンスが分からなかったり、場の状況を理解できなかったりする。そのため、友達と行き違いが起きたりトラブルになったりして対人関係に支障をきたすことが予想される。(人、コ)

収集した情報を整理すると、A児は、見本や手本があったり、見通しがもてたりすると学習内容が定着しやすい。その強みを生かして、話し方について学習を積み重ねれば、相手に伝わる話し方ができるようになると同時に、相手の話を聞き、相手の気持ちを考える手掛かりが見つかる考える。そうすれば、将来、相手とコミュニケーションがとれたり、円滑な対人関係を築けたりして、生活や学習での困難が軽減されるようになると予測される。

(2) 指導目標の設定

前述の支援会議において、実態把握で抽出した課題をもとに、指導目標を検討し、決定した。

■ 課題の抽出、指導目標・指導内容の設定

③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
・場の様子や、相手の言葉や表情から、状況や気持ちを推測することが難しい。(人) ・他者の意図を正しく理解したり、自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい。(コ)

④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているか整理し、中心的な課題を導き出す段階
心情や状況の理解に関しては、未発達な面もあるが、視覚支援をしながら状況を時系列に詳しく説明すると理解することができる。現段階では、人と関わることは好きなので、場や相手の状況に応じた適切なコミュニケーションの方法を身に付けることが必要である。そのため、他者との関わりやコミュニケーションの基礎に関する指導を行い、出来事を正しく把握し相手に伝える方法を身に付け、言葉で表すことができるようにする。

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき目標として	⑤ ④に基づき設定した指導目標を記す段階
	出来事を振り返り、相手に口頭で伝えることができる。

必要な指導目標を達成するために必要な項目の選定	⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
		(1) 情緒の安定にすること	(1) 他者とのかかわりの基礎にすること	(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動にすること		(2) 言語の受容と表出にすること (5) 状況に応じたコミュニケーションにすること

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
・相手に伝えるスキルを身に付けるためには、安心できる環境で情緒の安定を図りながら、感覚の偏りを改善することを目指すことが必要であると考え、(心)(1)と(環)(4)とを関連付けて設定した具体的内容が、⑧アである。 ・出来事を振り返り相手に伝えるスキルを身に付けるために、(心)(1)と(人)(1)と(コ)(2)(5)を関連付けて設定した具体的内容が、⑧イである。

選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を選定	⑧ 具体的な指導内容を設定する段階	
	ア 聞く力や見る力を伸ばし、視覚や聴覚を最大限に活用して、周囲の状況を的確に把握できるようにする。	イ 一週間の出来事の写真を見て振り返り、ワークシートやポイントに沿って、状況や気持ちを整理しながら言語化する。

双方向のコミュニケーションの成立を目指すためには、それに必要な基礎的な能力を育てることが大切である。認知の発達、言語概念の形成、社会性の育成及び意欲の向上と関連していると考え。その中で、認知に偏りが見られるA児にとって、聞く力や見る力を伸ばし、情報を収集したり環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることは、指導目標を達成するために必要であると考え。

言葉で表現することが苦手であるが、思考を整理する手掛かりとなる写真や話型、ワークシート等の有効なツールを使って場面を理解し、それを伝える練習を積み重ねれば、内容が相手に伝わり、言葉でのコミュニケーションができるようになると考え、指導内容に選定した。

以上のことを踏まえ、在籍学級及び通級による指導での個別の指導計画を作成することにした。

■ 在籍学級での個別の指導計画（一部抜粋）

2 長期目標				
長期目標		・学校生活に慣れ、楽しく学校生活を送ることができる。 ・出来事を正しく伝えることができる。		
3 短期目標				
指導期間	短期目標	指導の手立て	ハンドブック	指導経過（評価）
一学期	・安心して学校生活を送る。 ・自己肯定感を高める。	・朝の会で一日の生活の見通しをもたせる。移動教室等、場所の変化がある場合は伝えておく。 ・視覚支援を用いて、行動や学習のイメージをつかめるようにする。 ・全体指導の後、個別の声掛けを行い安心できるようにする。 ・指示は簡潔に短い文で伝える。 ・スモールステップで成功体験を積む。できていることは褒める。	P205	・移動教室や授業の変更にも対応できている。 ・絵を用いることで言葉による指示の助けとなっている。 ・隣の児童を見ながら、行動できるようになっている。指示を短く、順番に言うことでスムーズに行動できている。
			P9, 15, 125 P142	
二学期	・出来事を分かりやすく伝えることができる。 ・分からないことを友達に聞くことができる。 ・自分の気持ちを表現することができる。	・どのように話したらよいかという発表の型を提示する。 ・写真を用いて話したいことをイメージ化できるようにする。 ・用具の使い方や行動の順番等、「何をどうするか」がひと目でつかむことができるようにする。 ・隣の席の児童をモデルにし、分からないときの助けになるように座席配置を工夫する。 ・いろいろな気持ちの表し方があることを知り、今の自分の気持ちを表現することができる。	P26	・ワークシートや写真で話す内容を整理し、話すことができる。 ・番号をつけての手順の説明はよく理解できている。隣の席の児童がよく気にかけており、分からないときは尋ねるという人間関係も築けている。 ・細かい気持ちのニュアンスが分かりづらいところはあるが、おおむね今の気持ちとその理由を表すことができている。
			P35	
三学期	・自分の思いを相手に伝えることができる。 ・友達と協力して係や当番の仕事をやる。	・安心して発言できる学級の雰囲気づくりに努める。まずは隣同士で伝え合う活動を取り入れる。 ・自分の仕事をするだけでなく相手の様子をうかがったり気にかけたりするよう声掛けをしていく。	P7	

通級による指導での個別の指導計画（一部抜粋）

児童生徒の実態 (主訴内容)	・明るく優しい。お手伝いが好きである。争い事は苦手である。 ・一日の見通しが立つと安心して活動ができる。 ・新しい環境に慣れるのに時間がかかる。 ・身体を動かすことは好きだが、協調運動は苦手である。手先は不器用さが見られる。 ・分からない時や不安な時は聞くことができる。 ・一つの事に集中しにくく、気が散りやすい。注意喚起が必要な時がある。 ・周りの友達を見て動くことができる。 ・言葉を聞いただけではイメージしにくい、絵などを用いると分かりやすい。 ・頭の中にあることを言葉で表現することは苦手である。どう表現していいかわからないと固まってしまう。質問すると、「うん。」「違う。」「と答えることができる。しかし、詳しく適切に返答することはできない。質問されたことが分からなかったり、返答に困ったりすると、「分からない。」「忘れた。」「ということをやめてしまう。		
指導の目標	出来事を振り返り、相手に口頭で伝えることができる。		
	指導内容	評価(本人・保護者)	評価(通級担当者)
1学期	・写真を見て出来事を想起する。 ・一番話したい内容の写真を選び、話をする。 ・教師の質問に答える。	・学校が楽しいという本人の様子に安心している。 ・家庭でも学校の様子を話すことが増えてきた。	・担任からの情報を基に、授業を組み立てることができた。手掛かりとなる写真があると、想起しやすい様子だった。 ・最初は嫌がっていたが、1学期末には写真を楽しみにして、話したい内容の写真を選び、話ができるようになった。しかし、内容は十分ではなく、質問をして整理する必要があった。
2学期	・聞き方、話し方のポイントが分かる。 ・一番話したい内容の写真を選び、ワークシートに記入して話をする。 ・「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」を整理して、話をする。 ・自分の気持ちを表す言葉を知り、表現する。	・学校での出来事を話すようになった。聞き返さなくても内容が分かるように話している。とても楽しかったことは、自分から話している。 ・日直のスピーチで、話したい内容についてどう話せばいいのか相談してくる。 ・読み書きに不安がある。	・在籍学級での学習内容を活用し、ワークシートやポイント等を共有することで、定着を図ることができた。 ・気持ちを表す言葉を指導したが、それらを使って表現することは十分できていない。
	・聞き方、話し方のポイントに気を付けて、話を聞いたり、話をしたりする。		

(3) 適切な評価

学期末に、在籍学級の授業参観、支援会議やケース会議を通しての評価や次学期の指導目標の検討を行った。A児の様子や支援の内容について情報共有して評価し、今後の指導目標や指導内容について検討した。評価に当たっては、外部から専門家（作業療法士）を招聘し、専門家の視点から指導と評価の見取り、今後の指導の在り方について、具体的な助言を得ることができた。

A. 1学期の評価

評価の概要

取組	参加者（主体者）	内容
通級による指導担当教員による在籍学級授業参観 【6月21日】	通級による指導担当教員、在籍学級担任	

支援会議 【7月12日】	保護者、在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教員、発達支援課職員	1学期の評価、2学期の指導目標の検討
在籍学級授業参観、ケース会議 【9月6日】	医療機関作業療法士2名、校長、在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教員、発達支援課職員	児童観察、情報交換、実態把握、指導内容についての検討

評価と課題、2学期の目標の設定

評価	在籍学級	通級による指導	家庭
	・見通しがもてると安心して生活できる。変更にも対応できている。 ・できることが増え、自信につながっている。 ・視覚支援があると指示を理解しやすい。 ・お手本になる児童を見て行動できる。 ・型を使った発表を繰り返すことで、体験したことを言えるようになってきた。 ・板書を写すのに時間がかかる。音読が苦手、文字を目で追っていない時がある。	・出来事の写真を提示することで、あったことを想起できるようになった。 ・最初は嫌がっていたが、1学期末には写真を楽しみにして、話したい内容の写真を選び、話ができるようになった。しかし、内容は十分ではなく、質問をして整理する必要があった。 ・書くことは苦手、平仮名を想起できなかったり助詞を正しく使えなかったりする。	・学校は楽しく通えているので、安心している。 ・計算カードは引き算が苦手である。音読が苦手である。学習面で気になる所が出てきた。 ・友達とうまく関わっているか、遊んでいるか心配である。本人は、友達に置いていかれる時があり、一人で絵を描いて過ごしているが、つらいと話している。
	療育		
	・集中力は短く、次は何をするのかと何度も確認してくる。 ・学習されていることは出来るが、パターンが崩されると分からなくなる。応用がききにくい。 ・感覚の受け取り方の偏りが見られる。(固有受容覚、聴覚、視覚) ・眼球運動の未熟さが見られる。 ・視覚的にスケジュール等を示すことは有効である。 ・ダンスやストレッチ等では、動きを言語化したり、上肢と下肢をそれぞれ一つずつ示したりすると伝わりやすい。		
課題	・朝の会のスピーチは、一文程度で詳しく話すことが出来ない。友達のスピーチに対する質問は適切でないことがある。 ・話型等があると出来事を振り返り話ができるようになった。自分が思ったことについては十分話すことができない。 ・眼球運動の未熟さのため、読むことや書くことに困難が生じている。		
目標	・出来事を振り返り、キーワードに沿って話すことができる。 ・自分の気持ちを表す言葉を知り、使うことができる。		

イ. 2学期の評価

評価の概要

取組	参加者（主体者）	内容
教育相談 【11月28日】	在籍学級担任、通級による指導担当教員	児童の様子についての情報交換、指導内容についての検討

通級による指導担当教員による在籍学級授業参観 【11月30日】	在籍学級担任、通級による指導担当教員	
支援会議 【12月13日】	保護者、在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教員、発達支援課職員	2学期の評価、3学期の指導目標の検討、来年度の指導について検討

評価と課題、3学期の目標の設定

	在籍学級	通 級	家 庭
評 価	・写真を見て出来事を想起し、ワークシートに話す内容を整理することで、話すことができる。 ・番号をつけての手順の説明はよく理解できる。 ・隣の児童がお手本になっている。分からない時は尋ねると人間関係も築けている。 ・気持ちの細かいニュアンスが分かりづらい。今の気持ちやその理由を話すことができる。	・写真を見て出来事を想起し、ワークシートに話す内容を整理することで、話すことができる。 ・「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」「どう思った」の型を示すと、それに沿って話すことができる。 ・気持ちを表す言葉が乏しいので、いろいろな表現があることを示したが、使う言葉は限られている。しかし、その理由は話すことができる。	・学校は楽しく通えている。 ・学校での出来事を話すようになった。聞き返さなくても内容が分かる。印象に残ったことやとても楽しかったことは、自分から話すようになった。 ・日直のスピーチで話したい内容をどう話せばいいか相談してくる。 ・読み書きに不安がある。
課 題	・キーワードの提示があると、大事なポイントを押さえて話ができるようになってきた。 ・思っていることや気持ちを表す語彙は限られている。		
目 標	・出来事を振り返り、自分の言葉で表現することができる。 ・思いや感情を表す語彙を増やし、使うことができる。		

2 発達障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法

(1) 指導の実際

「出来事を振り返り、相手に伝えることができる。」という指導目標を達成するために、年間を通して「こんなことしたよ」という題材を設定した。在籍学級担任からの写真をもとに一週間の出来事を振り返り、教師に伝える活動に取り組んだ。

指導計画（年間 35 時間）

	時	目 標
一	11	● 集中して見ることや聞くことができる。 ● 写真を見て出来事を想起することができる。 ● 「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」という型に沿って出来事を整理することができる。 ● 教師の質問に答えることができる。

二	14	● 集中して見ることや聞くことができる。 ● 場面の状況や自分の行動を振り返り、ワークシートを使って整理したり、キーワードを手掛かりにしたりして、話すことができる。 ● 感情を表す言葉が分かり、思ったことを表現することができる。
三	10	● 集中して見ることや聞くことができる。 ● 場面の状況や自分の行動を振り返り、自分の言葉で表現することができる。 ● 自分の気持ちを言葉で表現することができる。

自立活動学習指導案

通級による指導 自立活動学習指導案

- 1 日時・場所 平成29年12月6日(火) 6校時(15:10～15:55) 通級指導教室
- 2 目標 ○写真を手がかりにして出来事を想起し、キーワードに気を付けて話すことができる。
○相手に聞こえる声ではっきりと話すことができる。
- 3 準備 表情ポスター、PC、キーワードのカード、ICレコーダー
- 4 展開

学習活動	時間	主な発問(○)と予想される児童の反応(・)	○指導上の留意点 ◎評価
1 学習内容を知る。	2		○ 学習する内容を確認し、見通しをもって取り組めるようにする。
2 今日の気分を話す。	3	○ 今日の気分はどんな気分ですか。 ・○○して楽しかった。 ・○○の授業で○○が分かった。 ・友達とけんかしたよ。	○ 自分の気持ちを言葉で表現できるように表情ポスターを活用する。
3 ビジョントレーニングをする。	5	○ 見るドリルをしましょう。 ・よく見て頑張ろう。	○ 「しっかり見よう」のソフトを使い、楽しみながら眼球運動の機能を高める。
4 聞くトレーニングをする。	5	○ 3ヒントクイズをしましょう。 ・ヒントを最後までしっかり聞こう。	○ 「答えが分かってもヒントを最後まで聞く」というルールを提示して、相手の話を最後まで集中して聞く練習をする。
5 一週間の出来事を振り返り、話をする。	25	○ 写真を見て一週間の出来事を思い出しましょう。 ・○○したよ。 ・○○して楽しかったよ。 ○ 「いつ」「だれが」「どこで」「何を」「どうした」「どう思った」を組み合わせで話しましょう。	○ 場面を想起しやすいように写真を提示する。 ○ 頭の中にある事柄を順序よく整理するためにキーワードを提示する。 ○ なぜそう思ったのか、国語で学習した「どうしてか」というと」を使って話すようにする。 ◎ 出来事を思い出し、キーワードに即して話すことができたか。 ○ 発表する時に、気を付けるポイントを決める。 ◎ ポイントを意識して発表することができたか。
6 本時の活動を振り返る。	5	○ 今日の発表を聞いてみましょう。 ・上手に言えた。 ・大きな声で言えた。 ・理由が言えた。	○ 録音した発表を聞いて振り返り、自己評価する。 ○ 教師による評価も行い、よかった点、次に頑張るといい点を明示して、次時の学習につなげる。

(2) 児童の変容

ア 通級指導教室での様子

指導開始時は、質問に対し、二語文程度で答えることが多かった。写真を見て出来事を想起し、ワークシートやキーワードを活用して内容を整理する。それを見ながら発表するといった指導をスモールステップで積み重ねた結果、以下のように発表の内容に変容が見られた。

発表の内容		
5月8日	今日の気分を表情ポスターから表情シンボルを選択して話す。にこにこ笑顔の表情シンボルを選択する。	
	教 師	A 児
	・理由を教えて。 ・どうしてにこにこなのかな？	・毎日にこにこ。 ・学校楽しい。
6月13日	写真を見て、出来事を振り返り、話をする。初めてなので、教師とやりとりしながら、話をする。	
	A 児	教師の補助発問
	・初めてプールに入れて、うれしくて、それで、終わり頃になったら、急に泳げるようになった。 ・体育の時間 ・宝探し。 ・足まで届く。足で見付けて泳ぐ。 ・8個とれた。 ・宝探し以外は、端っこの白い所を歩かないかん。	・いつ？ ・これは何をしたの？ ・どうやって探すの？ ・何個とれた？ ・たくさんとれたね。
7月11日	「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」のキーワードのカードを黒板に示す。キーワードごとに児童が話したことを教師が板書する。最後に、それを見ながらまとめて発表する。	
	キーワード	A 児
	いつ どこで 誰が 何をどうした	体育の時間に プールで 1年生のみんなと 宝拾いをしました。
9月12日	在籍学級の国語で使用したワークシートを通級指導教室でも活用する。そのワークシートに記入して話を整理する。それを見て発表する。	
	キーワード	A 児
	いつ、とどこで、誰が、何を、どうした どう思った	学校で、お誕生日給食をしました。カードを貼りました。 楽しかったです。
12月6日	「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どうした」「どう思った」のキーワードのカードを黒板に提示する。それを見ながら発表する。	
	学校で、第2運動場が使えるようになって遊びました。それで、ぼくは、登り棒で遊びました。(ここで黒板に提示しているキーワードのカードを見る。その後、視線を教師に戻し、続きを話す。)登ったのは、ちょっと、このくらいでしたが、いつもより上に行けたのでうれしかったです。楽しかったです。その理由は、しっかりできたことです。体重が重くなったのに、上に行けました。	

イ 通常の学級での様子

国語科の話し方・聞き方に関する単元で学習した話型は、日常でも使うよう継続して指導する。その他の単元では、ワークシートを作成して、パターンを決めて学習に取り組んだり、他の児童の書いた物を見本として提示したりして、児童が自分で書くことができるよう工夫している。

また、感情の様子をイラストで示した教材（感情ポスター）を使って、気持ちを表現することに取り組んでいる。感情を選択した後、どうしてそう思ったのか理由を話したり動作化した

りして、指導を積み重ねている。

日直のスピーチでは、「ぼくの名前は〇〇です。〇〇が好きです。」と決められた通り話すことから始める。その後、見本を示したり、話型を提示したりして、スモールステップで内容を発展させ、指導を積み重ねている。

	A 児の変容
4 月	聞かれたことに対して、返答は、単語あるいは二語文程度であった。「何て言うか分からん。」と言って固まることが多かった。教師が、「〇〇ということ。」と聞くと、「うん。」「そうかもしれない。」「いいや違う。」と言った返答をしていた。
12 月	日直のスピーチで、「徳島県にいるおばあちゃんの家に行きました。そこで、ゲームをしました。本を読みました。楽しかったです。」という話ができた。

ウ 家庭での様子

	A 児の変容
4 月	学校での出来事を話すことはほとんどない。聞いても答えられない。「〇〇なの?」と知っている内容をもとに質問すると、「うん。」「ううん。違う。」と答える。
12 月	学校での出来事で、印象に残った楽しい出来事があると、自分から話をする。週のうち半分程度、自分から話す。内容は、聞き返さなくても出来事が分かるように話せるようになった。日直のスピーチが当たる前日には、「〇〇について話したいんだけど、どう言えばいい?」と相談したり、「おばあちゃんちは何県だった?」と話したい内容について質問したりするようになった。

3 発達障がいの状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

通常の学級の国語科の学習で、教科書の手本だけでは、知らせたいことを適切に文章で表現することができなかった。そこで、通級指導教室では、見つけるポイントや言葉のカード等を細かく示して、自分の思いや考えを表出する力の向上に取り組むこととした。

(1) 指導の実際

ア 指導前（通常の学級 国語科「知らせたいな、見せたいな」【11月6日, 7日】）

- 見付けたことを絵と言葉で書く。見付けたこととして、てんとう虫の絵と「黒」「赤」「足」をメモする。
- 見付けたことを文章に書く。メモした内容を使うことができない。

学校でてんとう虫を見ました。見て、いるとてんとう虫は、ぶんぶんとんでいってしました。そのときに、てんとう虫は、わからないところにいってしました。

- 教師の見本を見て清書する。

学校でてんとう虫を見ました。 てんとう虫は、つぶつぶでした。
いろは、くろとあかです。 あしは、六ぼんです。

イ 通級による指導（自立活動「こんなことしたよ」【11月14日】）

(ア) クラスの児童が持ってきたアケビをみんなで観察した写真を見て、出来事を想起する。そのアケビについて、見付けたことを絵と言葉で書く。

- アケビの写真を提示する。
- 見付けるポイント（色、形、大きさ、匂い）を提示する。国語科の学習では、十分見付けることができなかったため、ポイントを提示した。
- ポイントに沿って、見付けたことを整理する。ポイントがあると、それに沿ってメモすることができた。「紫」「丸」「匂いはない」とメモした。
- 言葉で表現できないポイントについて、用意した言葉のカードを提示して選択する。大きさについては、「大きい」「小さい」「中くらい」「ボールくらい」「手の大きさくらい」「筆

箱くらい」「消しゴムくらい」を提示する。その中から、「手の大きさ」を選択し、書くことができた。

(イ) 見つけたことを文章で書く。

- 国語科の学習では、メモした内容を文にすることができなかったで、文の書き出しのカードを提示する。「色は」「形は」「大きさは」「匂いは」のカードを提示する。すると、下記のように書くことができた。

学校であけびを見ました。
いろは、むらさきです。なかはきいろです。
まるいかたちです。
大きさは、てとおなじでした。
においはしなかったです。
おいしいあけびもあると先生がいました。

(2) 児童の変容（在籍学級「生活科のカード」より）

指導後、生活科のカードの記述に変容が見られた。それまで見られなかった色や形に着目した記述が見られた。

9月28日	あさがおのせわ たねが2つはいいいて、それがだんだんおおくなって8こぐらいになってきてうれしいです。
10月5日	バッタ ばったは、はやくとんで、つかまえにくかったです。
11月27日	チューリップのきゅうこん さいみいたいのつのでした。きいろいところがちょっとでていました。すごいあかいろのチューリップです。

4 通級による指導の担当教員と通常の学級の担任との連携の工夫

(1) 支援会議の実施

定期的に、保護者、学校、発達支援課のメンバーで支援会議を実施している。それぞれの場での児童の様子について伝え合い、指導内容について検討したり、目標や課題を明確にしたりして、連携を図っている。

(2) 個別の指導計画の作成と活用

実態把握した内容や決定した指導目標をもとに、在籍学級と通級指導教室のそれぞれで個別の指導計画を作成した。学期末には、支援会議において個別の指導計画に沿って評価するとともに、次学期の指導目標について話し合った。

(3) 連絡ファイルの活用

通級による指導での指導内容や児童の様子を記入し、在籍学級担任及び保護者に渡すようにした。それを受け、在籍学級担任は、学級での様子等を、保護者は家庭でのよかったことや気になること等を記入し、次回の通級による指導の授業の際に、児童が持参するようにしている。保護者、在籍学級担任、通級による指導担当教員を双方向間でつなぎ、支援を共有するツールとなっている。

(4) 教職員向けグループウェア（校務支援システム）の活用

在籍学級担任とは、毎週、教職員向けグループウェアを使い、情報を交換している。在籍学級担任は、児童の活動の様子を撮影した写真やその時の様子について送信する。通級による指導担当教員は、それを活用して授業を行う。授業後は、児童の様子や発表内容を担任に送信する。その他、児童の気になる様子や支援内容についても情報交換し、それぞれの支援につなげ、指導内容が連動するよう工夫している。

資料①

平成29年度通級による指導の手続き

1 目的

- ・ 通級による指導の必要な児童生徒が、適切な指導が受けられるようにする。
- ・ 通級による指導の児童生徒の指導目標を明確にする。(指導の期間の目安は1年間)
- ・ 在籍学級の担任との連携を強化する。

2 通級による指導の開始について

通級による指導の開始については、以下の手順で行う。

- (1) 担任などによる1・2次チェックを行う。
- (2) 校内委員会で、通級による指導の必要性について話し合う。
- (3) 在籍校は、通級指導教室の担当者に連絡をし、状況を確認する。
- (4) 本人・保護者の通級による指導の意見を聞く。(本人・保護者の同意が得られない場合は、継続して話し合う。)
- (5) 「通級指導調査個票1 (判断依頼 様式4-1)」(以下「個票1」という。)を作成する。

【1 校内委員会の意見】

- ① 在籍校は、本人・保護者の意見をふまえ、記入する。
- ② 在籍校は、通級指導担当者 (学校) に情報を伝える。

↓ 在籍校は、通級指導教室担当者 (学校) に「個票1」を送付する。

【2 通級指導教室担当者 (学校) の意見】

- ① 通級指導教室担当者 (学校) は、依頼のあった学校を訪問し話し合う。当該児童生徒の状況を把握する。
- ② 通級指導教室担当者 (学校) は、記入する。

↓ 通級指導教室担当者 (学校) は、在籍校に「個票1」を送付する。

【3 判断依頼内容の決定】

- ① 在籍校は、通級指導教室担当者 (学校) の意見をふまえ、本人・保護者と「指導目標」を明確にする。
- ② 在籍校は、校内委員会において判断依頼の決定をする。

↓ 在籍校は、教育委員会に「個票1」を送付する。

【4 教育支援委員会判断結果】

- ① 教育支援委員会は、「個票1」をもとに判断する。
- ② 教育支援委員会は、結果を通知する。

(6) 「通級指導申請書」を提出する。

- ① 保護者は、「通級指導申請書」を、在籍校へ提出する。
- ② 在籍校は、「通級指導申請書」を、教育委員会に提出する。
- ③ 教育委員会は、「通級指導申請書」写しを、通級指導教室担当者の学校長に送付する。

3 通級による指導の終了について

通級による指導の終了については、以下の手順で行う。

- (1) 通級指導教室担当者 (学校) と在籍学級の担任は、児童生徒の「指導目標」の状況を話し合う。

- (2) 通級指導教室担当者 (学校) は、本人・保護者と通級による指導の終了について話し合う。

- (3) 「通級指導調査個票2 (判断依頼 様式4-2)」(以下「個票2」という。)を作成する。

【1 通級指導教室担当者 (学校) の意見】

- ① 通級指導教室担当者 (学校) は、記入する。

↓ 通級指導教室担当者 (学校) は、在籍校に「個票2」を送付する。

【2 校内委員会の意見】

- ① 在籍校は、本人・保護者の意見をふまえ、記入する。

↓ 在籍校は、通級指導教室担当者 (学校) に「個票2」を送付する。

【3 判断依頼内容の決定】

- ① 在籍校は、校内委員会において判断依頼の決定をする。

↓ 在籍校は、教育委員会に「個票2」を送付する。

【4 教育支援委員会判断結果】

- ① 教育支援委員会は、「個票2」をもとに判断する。
- ② 教育支援委員会は、結果を通知する。

- (5) 「通級による指導の終了」を連絡する。

在籍校は、保護者に連絡をする。

※ 「個票2」をもって通級による指導の終了とするため、「平成29年度における小・中学校特別支援学級及び通級による指導の教育課程について」に記載のある「通級による指導の終了について (通知) (様式5)」は、提出しなくてよい。

4 通級による指導の継続について

通級による指導の継続については、以下の手順で行う。

(1) 通級指導教室担当者（学校）と在籍学級の担任は、児童生徒の「指導目標」の状況を話し合う。

(2) 通級指導担当者（学校）は、本人・保護者と通級による指導の継続について話し合う。

(3) 「通級指導調査個票2（判断依頼 様式4-2）」を作成する。

【1 通級指導教室担当者（学校）の意見】

① 通級指導教室担当者（学校）は、記入する。

↓ 通級指導教室担当者（学校）は、在籍校に「個票2」を送付する。

【2 校内委員会の意見】

① 在籍校は、本人・保護者の意見をふまえ、記入する。

↓ 在籍校は、通級指導教室担当者（学校）に「個票2」を送付する。

【3 判断依頼内容の決定】

① 在籍校は、校内委員会において判断依頼の決定をする。

↓ 在籍校は、教育委員会に「個票2」を送付する。

【4 教育支援委員会判断結果】

① 教育支援委員会は、「個票」をもとに判断する。

② 教育支援委員会は、結果を在籍校へ通知する。

5 提出期限について

(1) 通級指導調査個票1、2（判断依頼 様式4-1、4-2）】

・ 原則として、教育支援委員会の判断依頼の提出期限とする。ただし、急使の場合、適切な通級による指導の開始を行うために、教育支援委員会の判断を待たずに、教育委員会で通級指導教室開始の判断をする場合もある。

・ 年度内の開始をする場合は、第4回教育支援委員会の判断を最終とし、通級指導教室開始は3学期とする。

・ 終了・継続においては、第5回教育支援委員会の判断を最終とする。

(2) 「通級指導申請書」

在籍校は、通級による指導の開始が決定された場合は、結果通知後2週間以内に提出をする。「指導目標」については、「個票1」と一致するよう気を付ける。

6 年度途中に指導を開始した場合の教育課程の提出について

(1) 提出書類

「通級による指導教育課程」3部

「通級による指導個人別教育課程概況表」1部

(2) 提出期限

平成29年9月1日（金） 平成30年3月2日（金）

詳細については、「平成29年度における小・中学校特別支援学級及び通級による指導の教育課程について」を参照すること。

7 就学前の幼児の手続きについて

(1) こども発達支援センターでの療育（SST・構音）を受けていた幼児

通級による指導の決定があった場合は、入学後2週間以内に「個票3」と「通級指導申請書」を提出する。ただし、入学前に面談日を設け、保護者と通級指導教室担当者と入学予定の在籍校特別支援教育コーディネーター等と発達支援課職員とで、「指導目標」を明確にしておく。



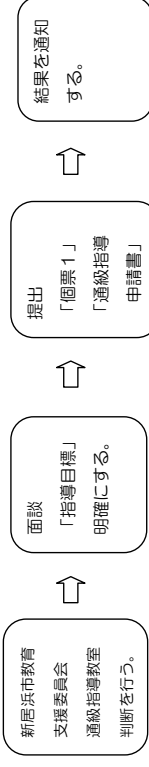
(2) 「5歳児就学相談」対象幼児

入学前に、通級による指導の判断は行わない。ただし、就学相談の際に、保護者に通級による指導の説明をする。入学後、校内委員会において判断する。

8 新中学1年生の手続きについて

中学校における通級による指導の決定があった場合は、卒業前に面談日を設け、本人・保護者と中学校通級指導教室担当者と小学校特別支援教育コーディネーター等とで、「指導目標」を明確にしておく。在籍校（小学校）は、3月15日までに「個票1」と「通級指導申請書」を提出する。

新中学生



9 通級児童生徒の転出入について

(1) 市内転居の場合

ア 通級による指導の継続の手続き

転入校から、転入校へ連絡をする。転入校担任者は、通級指導教室担当者と連絡をとり、「指導目標」を確認する。通級指導教室担当者は「通級による指導個人別教育課程」（県 様式4）を、教育委員会に提出する。

イ 通級による指導の終了の手続き

「3 通級による指導の終了について」に従い、手続きを行う。

(2) 市外転居の場合

通級による指導を継続する場合は、教育委員会から転出する市町村の教育委員会に、連絡をし手続きを行う。

資料②

資料③

判断依頼 様式4-1

判断依頼 様式4-2

平成〇〇年度 通級指導調査個票1〔開始〕

平成〇〇年度 通級指導調査個票2〔終了・継続〕

【1 校内委員会の意見】

【1 通級指導担当者(学校)の意見】

平成 年 月 日

在 籍	学 校	年 組	担任名	性 別	男 ・ 女
ふりがな				生年月日	平成 年 月 日
氏 名				連絡先	() -
保護者名		継続()			
主訴内容 学習面 行動面					
保護者の意見					
発達検査結果			記入者名		

【2 通級指導教室担当者(学校)の意見】

平成 年 月 日

障がいの種類		担当者名	
本人の状況			
意 見			

【3 判断依頼内容の決定】

通級指導教室の指導の 開始 の判断を依頼します。

指導目標	
------	--

平成 年 月 日 学校名 _____ 校長名 _____ 職印

【4 新居浜市教育支援委員会判断結果】

判断結果		教育委員会 承認印
備 考		

平成 年 月 日

在 籍	学 校	年 組	担任名	性 別	男 ・ 女
ふりがな				生年月日	平成 年 月 日
氏 名				連絡先	() -
保護者名		継続()			
指導目標					
指導内容					
指導結果					
指導期間	開始	平成 年 月 日	終了	平成 年 月 日	月数
授業時数	自立活動の指導		補充指導		合計
				担当者名	

【2 校内委員会の意見】

平成 年 月 日

主訴内容 学習面 行動面	【継続・終了】
保護者の意見	
	記入者名

【3 判断依頼内容の決定】

通級指導教室の指導の (終了・継続) の判断を依頼します。

平成 年 月 日 学校名 _____ 校長名 _____ 職印

【4 新居浜市教育支援委員会判断結果】

判断結果		教育委員会 承認印
備 考		

2 関係告示、通知

学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件

平成五年文部省告示第七号（抄） ※最終改正：平成28年文部科学省告示第176号

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第三款の1に規定する必修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款の4、5及び6並びに同章第七款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25 文科初第 756号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせし

ました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切

な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの

習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

- ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別的教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別的教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。
- ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別的教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別的教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別的教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的の実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

28 文科初第 1038 号

平成 28 年 12 月 9 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校及び中等教育学校を設置する学校設置会社
を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属高等学校を置く各国立大学法人学長
附属中等教育学校を置く各国立大学法人学長
附属特別支援学校高等部を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 誠

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

このたび、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 34 号）【別添 1】及び「学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成 28 年文部科学省告示第 176 号）【別添 2】が、平成 28 年 12 月 9 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとされました。

改正の趣旨、概要及び留意事項については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を除く域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知されるよう願います。

記

I 改正の趣旨

今回の制度改正は、平成 28 年 3 月の高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」（平成 28 年 3 月 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議）（以下「協力者会議報告」という。）を踏まえ、現在、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程において実施されている、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を、高等学校及び中等教育学校の後期課程においても実施できるようにするものである。

具体的には、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育課程によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部（必修教科・科目等を除く。）に替

えることができることとし、また、障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

あわせて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導として行うものであるとの趣旨を明確化するため、改正を行うものである。

II 改正の概要

第1 高等学校における通級による指導の制度化

1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）の一部改正

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、規則第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができること。（規則第140条関係）
- (2) 規則第140条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、生徒が、当該高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた授業を、当該高等学校又は中等教育学校の後期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができること。（いわゆる「他校通級」）（規則第141条関係）

2 学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という。）の一部改正

- (1) 高等学校又は中等教育学校の後期課程において、上記1の(1)に該当する生徒に対し、規則第140条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

ただし、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第3款の1に規定する必修修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第4款の4、5及び6並びに同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。（本文関係）
- (2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。（3関係）

第2 障害に応じた特別の指導の内容の趣旨の明確化

1 告示の一部改正

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。（1関係）

III 留意事項

第1 高等学校における通級による指導の制度化関係

1 単位認定・学習評価等について

- (1) 改正後の規則第140条の規定により特別の教育課程を編成し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行う場合には、特別支援学校高等部学習指導要領を参考として実施すること。

また、現在、高等学校学習指導要領の改訂について中央教育審議会で審議がなされているが、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）」（平成28年8月26日教育課程部会）別紙6における記述をふまえ、高等学校学習指導要領の改訂（平成29年度末を予定）等においては、以下について記述を盛り込む予定であるため、この方向性を踏まえて対応いただきたいこと。

- ・ 高等学校における通級による指導の単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。
 - ・ 生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定とすることを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とすること。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とすること。
- (2) 通級による指導を受ける生徒に係る週当たりの授業時数については、当該生徒の障害の状態等を十分考慮し、負担過多とならないよう配慮すること。
- (3) 指導要録の記載に関しては、指導要録の様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な学習の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載すること。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき記載すること。
- ## 2 実施形態について
- (1) 通級による指導の実施形態としては、①生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、②他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し、指導を受ける「他校通級」、③通級による指導の担当教員が該当する生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられる。実施に当たっては、対象となる生徒の人数と指導の教育的効果との関係性、生徒や保護者にとっての心理的な抵抗感・通学の負担・学校との相談の利便性、通級による指導の担当教員と通常の授業の担任教員との連絡調整の利便性等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な形態を選択すること。
- (2) 他校通級の場合の取扱いについては、通級による指導を受ける生徒が在学する学校の設置者が適切に定め、当該定めに従って実施すること。
- (3) 他校通級の生徒を受け入れる学校にあっては、当該生徒を自校の生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該生徒の氏名、在学している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理すること。また、当該生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。
- さらに、当該生徒が在学する学校において単位の認定を行うに当たっては、当該記録の内容や通級による指導の担当教員から得た情報、通常の学級における当該生徒の変化等を総合的に勘案し、個別に設定された目標の達成状況について評価すること。
- (4) 他の設置者が設置する学校において他校通級を行う場合には、生徒が在学する学校の設置者は、当該生徒の教育について、あらかじめ他校通級を受け入れる学校の設置者と十分に協議を行うこと。
- ## 3 担当する教員について
- (1) 通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるが、特定の教科の免許状を保有している必要はないこと。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教員も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいこと。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合にあっては、在籍している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- (3) 教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、任命権を有する教育委員会が、兼務発令や非常勤講師の任命等により、当該教員の身分の取扱いを明確にすること。
- (4) 通級による指導の担当教員の専門性向上のため、既に多くの教育委員会において実施されている高等学校段階の特別支援教育推進のための研修について、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた研修対象者の

拡充や研修内容の充実に努めること。また、高等学校と特別支援学校の間で教員の人事交流を計画的に進めるなどの取組も有効であること。

4 実施に当たっての手続き等について

- (1) 通級による指導の対象となる生徒の判断手続等については、協力者会議報告に示された、①学校説明会における説明、②生徒に関する情報の収集・行動場面の観察、③生徒と保護者に対するガイダンス、④校内委員会等における検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒や保護者との合意形成といったプロセス等を参考として、各学校や地域の実態を踏まえて実施すること。
- (2) 通級による指導の実施に当たっては、教育支援委員会等の意見も参考に、個々の障害の状態及び教育的ニーズ等に応じて適切に行うこと。また、生徒の障害の状態及び教育的ニーズ等の変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮すること。なお、通級による指導の対象とすることが適当な生徒の判断に当たっての留意事項等については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付文部科学省初等中等教育局長通知）【別添 3】を参照されたい。

5 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・引継ぎ等について

- (1) 対象生徒に対する支援内容に係る中学校からの引継ぎや情報提供のための仕組み作りが必要であることから、市区町村教育委員会においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、都道府県教育委員会とも連携しながら、通級による指導の対象となる生徒の中学校等在籍時における個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成や引継ぎを促進するなどの体制の構築に努めること。なお、学習指導要領の改訂についての中央教育審議会における審議においては、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成する方向で議論されていることを踏まえること。
- (2) 高等学校においては、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別的教育支援計画や個別の指導計画を就職先・進学先に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めること。

6 その他

- (1) 高等学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置をはじめ、学校全体として特別支援教育を推進するための校内体制の一層の整備に努めること。また、通級による指導を受ける生徒の心理的な抵抗感を可能な限り払拭するよう、生徒一人一人が多様な教育的ニーズを有していることをお互いに理解し、個々の取組を認め合えるような学校・学級経営に努めること。
- (2) 通級による指導を行うに当たっては、中学校等との連携を図ることが重要であり、通級による指導を受ける生徒の卒業した中学校等や近隣の中学校等との間で、通級による指導をはじめとした特別支援教育に関する情報交換や研修会の機会を設けることも有効であること。
- (3) 都道府県教育委員会（市区町村立の高等学校がある地域においては、当該市区町村の教育委員会を含む。）においては、専門家チームや教育支援委員会による助言、巡回相談の実施、障害者就業・生活支援センター、NPO等の関係機関とのネットワークの活用、学校教育法第 74 条に基づく特別支援学校のセンター的機能の強化等により、高等学校への支援体制の強化に努めること。
- (4) 通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要となること。すなわち、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めること。

第2 告示1ただし書きの改正の趣旨について

改正前のただし書きは、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であることを明示する趣旨であるが、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう、規定を改め、その趣旨を明確化したものである。

したがって、当該改正部分は、高等学校のみならず、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程においても十分に留意することが必要であり、各設置者においては、各学校が通級による指導を教科等の内容を取扱いながら指導を行う場合にも、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する目的で行われるよう周知及び指導を徹底すること。

参考文献・引用文献

- 小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 小学校学習指導要領解説 総則編（平成 29 年 6 月 文部科学省）
- 中学校学習指導要領解説 総則編（平成 29 年 7 月 文部科学省）
- 高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月 文部科学省）
- 特別支援学校小学部・中学校学習指導要領（平成 29 年 4 月 文部科学省）
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領 自立活動編（平成 29 年 7 月 文部科学省資料）
- 改訂第 2 版 通級による指導の手引（文部科学省 編著）
- 高等学校における通級による指導の実施準備について（平成 29 年 3 月 文部科学省資料）
- 高等学校における「通級による指導」実践事例集（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成 29 年 3 月 文部科学省）
- 教育支援資料（平成 25 年 10 月 文部科学省）
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会）
- 小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー試案ー（平成 28 年 3 月 独立行政法人特別支援教育総合研究所）
- 特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック（平成 29 年 3 月 熊本県教育委員会）
- 特別支援学級・通級指導教室担当者のための特別支援教育ハンドブック改訂版（平成 27 年 3 月 香川県教育委員会）
- 特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援ー改訂版ー（平成 21 年 10 月 愛媛県教育委員会）
- 特別支援学級・通級による指導ガイドブック（平成 22 年 3 月 愛媛県教育委員会）

執筆協力

新居浜市立宮西小学校

西条市立壬生川小学校

松山市立東雲小学校

松山市立椿中学校

東温市立川上小学校

県立宇和特別支援学校

新居浜市教育委員会事務局 発達支援課

「チーム学校」として取り組むための 通級による指導ガイドブック

愛媛県教育委員会特別支援教育課

検索

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2967 **FAX** 089-912-2964

E-mail tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp